

2022年5月12日

各 位

会 社 名	イハラサイエンス株式会社
代表者名	代表取締役社長 長岡 敏
所在地	東京都港区高輪3-11-3 (コード番号 5999)
問合せ先	取締役執行役員経営統轄室長 中川路 豊 (03) 6721-6988

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し本制度に関連する議案を2022年6月24日に開催予定の第75回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、監査等委員である取締役（以下、上記取締役と合わせて「対象取締役」といいます。）については、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度が導入された場合には、対象取締役は当社の取締役会決議に基づき、当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行又は処分を受けるものであるため、本制度は本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件として導入いたします。

当社の取締役の報酬限度額は、2015年6月19日開催の第68回定時株主総会において年額を取締役（監査等委員である取締役を除きます。）につき5億円以内（使用人兼取締役の使用人分給与は含みません。）、監査等委員である取締役につき70百万円以内とご承認いただいております。また、2017年6月30日開催の第70回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとして、上記金銭報酬とは別枠で、年額を取締役（監査等委員である取締役を除きます。）につき50百万円以内、監査等委員である取締役につき5百万円以内の範囲での割当てについてご承認いただいております。本株主総会では、従来の株式報酬型ストックオプションの制度に代えて本制度を新たに導入し、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で対象取締役に対して本制度に

係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本株主総会において本制度に係わる議案が承認可決されることを条件に、従来の株式報酬型ストックオプション制度は廃止することとし、今後、対象取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わない予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）につき年5万株以内、監査等委員である取締役につき年5千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分する当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたします。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役の地位を喪失する日までとしております。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）については取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議によって決定いたします。

また、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分する当社の普通株式の総額は、既存の報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）につき年額50百万円以内、監査等委員である取締役につき年額5百万円以内とし、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として次の事項が含まれることといたします。

対象取締役は、あらかじめ定められた期間において、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、

- ① 当該普通株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること。

以 上